

平成 30 年度

雄武町行政執行方針



雄武町長 中川原 秀樹

平成 30 年第 1 回雄武町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げ、議会をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年度は、町長 2 期目の折り返し年度を迎えておりますが、3 年前に「人口減少危機を総力で打開するまちづくり」を町長 2 期目における町政執行の政策理念とし、人口減少問題克服のため、①「地域産業の成長による町民所得の向上と雇用の創出」、②「出産・子育てと高齢者の夢を叶える大胆な経済政策支援」、③「観光と文化・健康スポーツの拠点づくり」のこれら 3 つの最重要政策を掲げて、これまで数々の施策に取り組んでまいりましたが、本年度は 2 期目

の総仕上げに向かう大切な年でありますので、「地域産業の成長」を旗印に掲げ、これまで以上に強化策を構築し、かつ実行・実現することで、生産力の強化とともに、雇用の維持・創出を図り、町民全体の所得に結びつけるべく、これを最重要政策に位置づけて取り組んでまいります。

地域経済の活性化と併せて重要なのが、出産・子育て・教育費用に対する支援であるとの認識から、出産育児世代のニーズや十分な財源確保を踏まえた上で、「大胆な家庭経済への支援策」を講じてまいります。

また、長寿社会は喜ばしいことであり、高齢者の皆さんが夢と希望を持って暮らすことは、町全体に安心感を与え、地域への愛着心を育み、これが心豊かな真の地域社会につながるものと強く認識しており、小さな町だからこそできる出産・子育てに対する大胆な家庭経済支援と高齢者が夢と生きがいを持って暮らせる仕組みづくりを推進してまいります。

未来に向かって地域の元気を生み出すためには、自然や産業を活かした観光と全世代の町民が楽しめる文化・健康スポーツの拠点づくりを進めることが大切であります。

観光客の主たるマーケットを首都圏に活路を見出し、今後雄武町の魅力化を図っていく上で着目すべきは、観光産業であります。

幸いにして近年、ツアー客から高評価をいただいている要因は、「自然」、「食」、「温泉」などといった、素朴な地域資源であり、これらの価値を高めることは、地域の産業経済に波及します。また、新たな需要によって特産品の高次加工やブランド力向上、雇用創

出効果なども期待され、日の出岬エリアのさらなる拠点化を図りながら、雄武観光を盛り上げていくことは、交流人口の拡大や地方への移住・定住を促進する効果も期待され、雄武町の新しいまちづくりへの扉を開くための鍵となる政策であると認識しているところであります。

いずれにしましても、重要政策を推進するにあたりましては、この地に住む私たち雄武町民が、日々の暮らしの中で知識や体力を高め、文化的にも体力的にも元気で過ごせる町であることが基本でありますので、本年度建設予定であります新図書館が「学び」の拠点であるならば、「健康」の拠点づくりの必要性も高いものと考えております。

なお、本年度は、町の最上位計画であります第6期雄武町総合計画の初年度にあたり、今後10年間の町政発展の基礎を築いていく上で、重要な年になります。時代が大きく変革する中で、固定観念や画一的な発想にとらわれず柔軟で多様な視点を持ちながら、計画を着実に実行してまいります。

以下、雄武町総合計画の政策目標ごとに主要な基本施策について、ご説明申し上げます。

協働によるまちづくりの推進

◎町民主体のまちづくりの推進

社会の成熟化に伴い、まちづくりに対する町民意識の高まりとともに、地方分権の流れから、行政には地域特性を活かした施策を展開し、町民とともにまちづくりに取り組んでいく、行政運営が求められております。

町民主体のまちづくりを推進するため、自助・共助・公助という補完性の原則を基本にしつつ、町民一人ひとりが積極的に参画し、創意と工夫に満ちた活動を推進しながら、地域力を強化していくことが必要であります。

本年度は、第6期雄武町総合計画のスタートの年であり、本町がめざすまちの将来像を、「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」と定め、これからの雄武町を生きる町民一人ひとりが、町の将来に夢を抱き、新しい種をまき、大きく育てられるまちづくりをめざしてまいります。

また、行政情報を可能な限り町民に周知するためにも、主たる広報媒体である広報紙の紙面充実に継続して努めるとともに、大容量の情報提供が可能な公式ホームページの充実を図ってまいります。

町民の関心の高い財政情報については、分かりやすい構成による予算書及び決算書の作成配布を継続するほか、電子媒体の有利性を活かし、情報量が多大となる事務事業評価、施策評価などの行政評価調書、総合計画や財政計画の全容などを公式ホームページ上で公表しており、これらについても継続して取り組んでまいります。

まちづくりは、町民一人ひとりが主体性を尊重し合い、強い連帯意識のもとに進めていくことが重要であります。

自治会は、町民が主体的にまちづくりに参画するための基盤となり得る重要な役割を担っておりますが、近年では核家族化や単身世帯の増加、価値観の多様化などにより、未加入者が増えてきており、それに伴い担い手の不足・活動の停滞などの課題も出てきております。

これら課題の解消に向けて行う、それぞれの自治会の主体的な活動に対して支援するため、自治会運営補助の内容について検証、見直しを進め、町民との協働によるまちづくりを進めてまいります。

●多様な交流の促進

交通や情報通信など、交流基盤の急速な進展により、地域を越えて人や物、情報などの交流が活発になってきております。

このような交流は相互に異なった文化を地域にもたらし、新しい活力を生み出すことも期待できるとともに、他の自治体との交流を通じて、わがまちの魅力を再認識できる機会にもなることから、それぞれの特性を活かした地域間交流を推進する必要があります。

このため、これまでも実施してきております、佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や札幌・東京雄武会とのふるさと交流を継承してまいります。

現在、開設しております「お試し暮らし住宅」については、新たな交流の創出とともに、人口流入や町の活性化にも期待できることから、継続して開設してまいります。

●効果的・効率的な行政経営

総合計画をP D C Aサイクルにより進行管理しながら、めざす将来像に向かって政策を着実に推進していくとともに、行政評価制度では、総合計画、財政計画、予算編成と連動させた中で、施策・事務事業における評価指標にもとづく検証を行い、継続的な改善を進める仕組みを確立してまいります。

財政健全化法にもとづく財政健全化比率については、いずれも健全段階の数値を維持しておりますが、今後とも中期的な展望に立って健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、雄武町ふるさと応援事業により、自主財源確保の取組みを継続してまいります。

行政改革は、地域経営の指針である「町総合計画」を前提として、それを効率的、効果的に推進するため、必要な制度、施策・組織及び業務運営等の見直しを行うものであります。

現行の第6次雄武町行政改革大綱は、平成30年度までの4カ年を計画期間としており、取組みに掲げた「町民との連携・協働による地域力の向上」、「自主・自律性の高い財政運営による財政力の向上」、「効果・効率的な行政経営と人材育成による組織力の向上」の推進に努めているところであります。

計画期間の最終年を迎え、効率的で機能的な行政体制を確立し、持続的に発展する行政運営を推進するため、次期計画の策定に向けた取組みも進めてまいります。

広域連携の仕組みは、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化の要請等への対応を目的として、これまでもゴミ処理やし尿処理など様々な分野で広く活用が進められ、一定の成果を上げてきております。

昨年、締結しました「西紋別5市町村地域連携に関する協定」にもとづく、「療育機能の強化」や「広域観光の推進」について、引き続き西紋別5市町村と連携し、事業を推進してまいります。

地域産業の振興と雇用の創出

●農業の振興

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、住民の暮らしに大切な役割を担っております。しかしながら、近年、農村地域では、農業者の高齢化や担い手不足により、離農者の増加といった大変厳しい状況が続いております。

また、TPPや日EU経済連携協定など、国際貿易交渉が大きく進展し、わが国の農林水産業は新たな国際環境に入りましたが、昨年11月に国が改訂した総合的なTPP等関連政策大綱では、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより、確実に再生産が可能となるよう、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図りながら、強くて豊かな農林水産業を構築するために、万全な対策を講じることが示されております。

このような状況の中、本町の農業が地域の基幹産業として、安定的な発展を築いていくためには、利用拡大を図る農地等の基盤整備はもとより、新規就農者や担い手の育成・確保、労働負担の軽減、収益力・生産基盤の強化などの施策に取り組み、持続可能な力強い農業の実現に努めていく必要があります。

土地基盤の整備については、平成28年度に国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区が着工し、圃場の大区画化や農地の集約化が進められ、地域の収益性の向上や安定した農業経営の確立が図られますので、引き続き関係機関等と連携しながら、事業を推進してまいります。

昨年から町内の酪農家において、新規就農希望者が研修に取り組んでおりますが、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組みを総合的に講じていく必要がありますので、新規就農に向けた研修や経営開始後の奨励金の交付などの支援を行ってまいります。

また、新たに設立される北オホーツク農業担い手対策協議会については、本町や興部町の新規就農者の誘致等の事業を行いますので、関係機関等と連携を図りながら、担い手確保対策の推進に支援してまいります。

人口減少社会における農山漁村の活性化を図ることを目的とした中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の日本型直接支払制度のほか、環境に配慮した生産を

後押しする環境保全型農業直接支払制度を活用した取組みに対しても、引き続き支援してまいります。

これまで、家族経営や既存法人における規模拡大の支援のあり方について検討を進めておりましたが、規模拡大による収益性の向上をはじめ、生乳生産量や生産額の増大にもつながりますので、本年度から家畜飼養管理施設を新設又は増設により、経営規模の拡大を図る畜産農家に対し支援してまいります。

酪農ヘルパー制度強化推進事業を実施する酪農振興会において、本年度から酪農ヘルパーを1名増員して7名体制を構築することから、健全な運営が行えるよう支援を拡大し、ゆとりある酪農経営と生活環境の向上を図ってまいります。

畜産バイオマス資源の利活用は、地域における衛生的な環境と生活環境の改善を図るだけでなく、家畜糞尿の適正な処理及び新たな産業や雇用の創出にも期待できますので、本町におけるバイオガスプラント導入の可能性について調査を進めてまいります。

大規模で専門的な本町の農業が、わが国の食料自給率の向上に貢献し、安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に供給できるよう、地域農業者や関係団体と連携を深め、農業振興に向けた取組みを進めてまいります。

●林業の振興

森林は、豊かな水やきれいな空気を育む役割を担っており、国土の保全、水源の涵養、保健、休養機能など、森林が持つ多様な機能が十分発揮できる森づくりが求められておりますので、森林の有する公益的機能が最大限に発揮されるよう、適切な森林整備の推進に取り組んでまいります。

森林・林業を取り巻く環境については、高齢化に伴う林業労働者の減少の影響を受け、林業労働力不足や技術・技能の低下が懸念されていますが、道内では、公共施設の木造化の推進や木質バイオマス発電所の立地・稼働などにより、木材価格に回復の兆しが見られるなどの効果が現れてきております。また、東京オリンピックのメイン会場については、国産のカラマツ材を中心とした国産材の積極的な利用を推進しており、オホーツクを含めた道産材も利用されることとなっております。

本町の民有林については、無立木地への造林を推進する未来につなぐ森づくり推進事業など、国や北海道の制度を有効に活用するほか、森林所有者が適切に行う間伐や下刈の森林施業を支援する森林整備推進事業、私有林の森林認証拡大を図るための認証林を育む森づくり促進事業など、町独自の取組みも進め、森林所有者の負担軽減を図りながら、森林整備の推進を図ってまいります。

町有林については、森林経営計画にもとづき、造林や間伐などの森林施業を計画的に実施するため、国の補助事業を有効に活用し、公益的機能の維持増進を図ってまいります。また、本年度で25回目を迎える「みどりと親しむ町民のつどい」については、北の魚つきの森に認定されている幌内川流域で植樹祭を実施し、町民皆さんに緑を身近に感じていただくとともに、森林資源の育成も図ってまいります。

森林法改正により、森林土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設されたことから、森林組合や林業事業体等が取り組む施業集約化を促進するため、林地台帳の整備を行ってまいります。

本町の林道橋梁については、老朽化が著しくなっていることから、今後の林道施設長寿命化計画の策定に向けて施設の現状を把握するため、林道橋梁点検を実施してまいります。

有害鳥獣被害の対策については、鳥獣被害防止計画にもとづく効果的な捕獲を実施するため、関係団体で構成する鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防止の取組みを強化してまいります。

北海道が林業担い手対策として設立を検討している（仮称）北海道立林業大学校については、網走西部流域7市町村と森林組合や林業事業体等で構成する網走西部流域北海道立林業大学校誘致促進期成会を設立しましたので、網走東部流域とも連携しながら、北海道に対し誘致に向けての要請を継続してまいります。

本町にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り、育て、将来の世代に引き継いでいけるよう、森林整備の推進や地域林業の振興に努めてまいります。

●水産業の振興

水産業は、関連産業への波及効果も大きく、地域経済の基盤を支える役割を担っておりますが、昨年は魚価の上昇に伴い、生産額に恵まれる結果となった一方で、一昨年から続くサケ等の回遊魚種の不漁など、気候変動のほか、漁場環境や漁業資源量の変化により、漁獲が不安定な状況となってきております。

このような状況の中、ホタテ貝に関しては、平成26年の低気圧被害における減産に対し、これまで関係団体との連携や北海道への支援要請等により、被害を最小限に止める対策と最大限の支援策を講じてきたところであり、昨年は3年振りに1万トンを超える漁獲量を記録するなど、徐々に回復の兆しが見えてきていることから、これまで地道に継続してきたつくり育てる漁業を基軸として、水産業の振興に取り組んでまいります。

つくり育てる漁業の振興策としては、ホタテ漁業の増産体制を構築させ、安定した漁業として確立するため、ホタテ漁場貝殻散布事業による漁場の底質改善や安全操業に支障となっている不要魚礁の撤去に対し支援してまいります。また、北海道の事業で実施されている魚田地区におけるウニの増殖礁施設の整備推進を図るとともに、ナマコの資源増加に向けた調査や試験への支援を継続し、漁業の健全な発展と安定した水産物の供給を基本的な役割とする増養殖体制の一層の充実に努めてまいります。

生産と流通の拠点として水産業の活性化を支える漁港については、国や北海道の事業として、元稲府・雄武・沢木・幌内の4漁港の整備が進められておりますが、地元の要望に配慮した整備が図られるよう、引き続き関係機関と連携しながら、漁港整備に努めてまいります。

また、漁業経営の円滑化を図るため、漁業近代化資金をはじめ、過去の燃油・資材高騰

等に対する借入資金の利子補給措置についても、引き続き支援してまいります。

水産加工業については、本町の主要産業の一つとして、雇用及び地域経済の活性化に大きく寄与しているところでありますが、ホタテ貝の減産をはじめ、サケの不漁などによる加工原料の高騰や原油価格の高騰などから経営が悪化している状況にあります。

また、ホタテのウロ処理等の水産廃棄物処理に対するコスト高も大きな負担となっていることから、水産廃棄物処理料の負担軽減対策や水産廃棄物処理プラントの更新に伴う借入資金の利子補給措置を継続し、経営基盤の早期安定化を推進してまいります。

水産加工業界については、引き続き厳しい状況にあります。衛生管理の高度化や鮮度・品質の向上を図り、「食の安全・安心」と「雄武ブランドの確立」により付加価値を高め、消費の拡大につなげることを期待するところであります。

●商工業の振興

日本経済は、緩やかに回復し、雇用・所得環境の改善が見られ好循環が広がりつつありますが、地方にまで経済効果が波及するには至っておらず、本町の商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

このような現状に対応するため、町内中小企業等に対する施設等整備への補助や地域特産品の開発などへの支援を継続するとともに、融資のあっせんや利子及び保証料の補給により、中小企業等の経営安定化に向けた取組みを図ってまいります。

また、新たな創業者を生み出し地域の活性化を図ることを目的として、昨年5月に産業競争力強化法にもとづく創業支援事業計画の認定を国から受けたところでありますので、創業者に対する本町独自の支援施策を検討してまいります。

新たな買い物支援対策としては、商工会において、買物環境向上事業を拡充した地域の拠点における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業を昨年度に開始したところですが、本年度は地域住民と移動拠点が連携したミニイベントの開催など、地域住民が集うコミュニティの場としての取組みに対しても支援してまいります。また、地元での購買促進を目的とした商業活性化推進事業及び賑わいの場の創出や創業者のための各種事業などの幅広い事業展開を目的とした空き店舗活用事業にも支援しながら、積極的な取組みを進めている商工会との連携をさらに深め、地域経済の振興に努めてまいります。

●観光の振興

観光は、地域における消費の拡大や新たな雇用の創出など、幅広い経済効果や交流人口の拡大に大きく貢献し、地域づくりに一層の活力をもたらすことから、その重要性はますます高まってきております。

また、旅行については、団体旅行の減少、列車利用の増加、SNSなどで映像を見て旅行先を決めるなど、情勢が変化してきている一方で、国内旅行者が求めるニーズの上位は「温泉旅行」、「自然観光」、「グルメ」と変わっておりません。

このような状況の中、本町は、心を癒す大自然や温泉を有し、さらには新鮮で美味しい食があることから、本町ならではの魅力を磨き、効果的、積極的に情報発信することが一層重要になりますので、多種多様な観光客の誘引を図るため、「まちの魅力」や「観光資源」などを有効活用し、観光関連事業に関する調査・研究を行いながら、公認キャラクター作成の取組みや観光関連イベントの実施により、町民の郷土意識をさらに高め、人々の交流によるにぎわいのあるまちづくりと地域産業の活性化を推進し、観光の振興に努めてまいります。

また、設立5年目を迎える特定非営利活動法人雄武町観光協会を中心に各関係団体等とのさらなる連携を図り、滞在体験型観光の促進を図るとともに、観光客を誘引するための中核的なイベントである「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝“うまいもん”まつり」の実施により、本町の魅力を体感できる観光事業を積極的に展開してまいります。さらに国の地域おこし協力隊制度の活用により、観光担当支援員の配置を継続し、地域住民とともに、町内外への観光PRや情報発信等のさらなる充実を図ってまいります。

本町の宝であります温泉資源を活用し、観光施設としての役割も担っている「ホテル日の出岬」については、温泉入浴施設の経営安定策として運営支援を継続するほか、温泉ポンプ更新などの必要な施設整備を計画的に進め、利用者から親しまれ愛されるホテルを第一に、住民福祉の向上と観光の振興を推進してまいります。

また、オホーツク海沿岸での夏の風物詩であります「インターナショナルオホーツクサイクリング」についても、重要なPR媒体として最大限活用していくとともに、西紋別地域5市町村で取り組んでいる観光客ニーズの把握を目的としたモニターツアーの実施、各市町村の特性を最大限に活かした広域観光ルートづくり、観光客の利便性向上のためのレンタサイクル導入実験など、広域連携による観光の振興にも努めてまいります。

3 保健・医療・福祉の充実

◎保健・医療の充実

健康でありたいとの思いは、すべての町民の願いであり、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくためには、年齢に関係なく健康に関心を持ち、食生活をはじめとする生活習慣の改善や心のケアができるよう、健康づくりを進める必要があります。

近年、生活習慣病が増加している状況ですが、この生活習慣病は、運動不足や偏った食生活、ストレスなどにより代謝機能や免疫システムが乱れ、高血圧や糖尿病、脂質異常などの循環器疾患、がんなどを引き起こします。町民皆さんがこの仕組みを理解し、健康的な生活を維持できるよう、支援していくことが重要でありますので、生活習慣病患者やその予備群の減少に向け、一次予防に重点を置き、保健指導や栄養指導を効果的に行うとともに、特定健診、各種がん検診などの保健事業により、20歳代からの病気の早期発見、早期治療を促進し、病気の重症化の予防に取り組んでまいります。

また、妊娠を希望していてもそれが叶わないご夫婦のために、不妊相談や一般不妊検査・治療にかかる費用の一部助成を行い、経済的な負担の軽減を図るための「妊活応援事業」を推進するとともに、分娩可能な医療機関が町外であるため、医療機関への通院に要する交通費相当額等を助成し、母子ともに健やかな妊娠生活を過ごすことができる環境づくりを目的とする「安心出産支援事業」を継続してまいります。

国保病院事業については、現在院長1名の常勤及び内科外来の非常勤医師の配置体制のほか、小児科及び耳鼻科外来の診療を旭川医科大学からの出張医による支援を受けながら、医療サービスの提供を行っているところであります。経営の根幹となる常勤医師の確保については、依然として、全国的な医師不足により、慢性的に大変困難な状況となっておりますが、現常勤医師の負担軽減を図るため、引き続き医師確保に向けた対応について鋭意進めながら、安心かつ信頼性の高い医療サービスの提供に努めてまいります。また、病院収支については、2025年を見据えた医療と介護の制度改革として、地域医療構想等が着実に進められている中で、将来を見通した病院機能の方向性を確立していく必要があります。本年度、6年に一度となる医療報酬と介護報酬の同時改定では、ともに微増となるものの、依然として大変厳しい改定となることから、改定された診療報酬体系に応じた適切な医業収入確保の工夫に努めていくとともに、各種経費の適正化を図り、安定的な収支に向けた経営に努めてまいります。

介護老人保健施設については、地域包括医療ケア機能の施設拠点として、要介護高齢者等への介護サービスの充実に努め、高い稼働率を保っているところであり、介護職員の不足や入所者の平均介護度の低位化等の事由により、事業経営においては大変厳しい状況におかれておりますが、地域包括ケアシステムにおける老健施設の役割は大変重要であることから、関係機関との連携のもと適切な運営に努めてまいります。

西紋別圏域の中核病院である広域紋別病院については、二次医療・二次救急に対応する病院として、医療連携体制が構築されているところであり、地域医療圏域においても、大きな役割を担う医療機関でありますので、引き続き医療連携の強化に努めつつ、西紋別地域の基幹医療病院として質の高い医療サービスの提供を要請してまいります。

●高齢者支援の充実

超高齢社会となった現在、高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりを確立することが極めて重要であり、高齢者が夢と生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めなければなりません。

本年度は、雄武町第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画がスタートする年となりますが、高齢者一人ひとりの生活課題を的確に把握し、地域包括ケア会議等を通じて情報共有を図り、見守りや日常生活支援に努めるとともに、介護サービスについては、重度の要介護状態になっても地域で安心して暮らしていけるよう、状態の改善をめざす自立支援型介護の推進、認知症本人主体の介護の推進を図ってまいります。

また、高齢者が、いきいきと地域で活躍することで健康寿命の延伸につなげられるよ

うな施設や居住系介護保険サービス基盤の整備について、調査・研究を引き続き進めてまいります。

●子育て・子育ての充実

本町の将来を担う子どもたちの健やかな成長は保護者のみならず、町民全体の願いであり、地域全体で子育て環境充実を図ることが必要であります。

特に幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、生活や環境を通して創造的な思考や豊かな情操を育み、健康な体と望ましい習慣や態度を養うことが求められておりますので、これに見合った保育における職員の資質向上をめざしてまいります。

乳幼児期における保育、教育及び子育て支援を総合的に提供している保育所では、在宅育児支援を目的とした一時預かり保育など多様な保育ニーズに対応しております。また、保育所内に併設されている子育て支援センターでは、乳幼児を持つ親同士が自由に集い、交流を深め、育児不安や孤独感を軽減する場として重要な役割を果たしており、今後においても子育てに関する情報を広く発信し、相談支援の充実や専門機関との連携強化を図ってまいります。

また、子育て支援の一環として、おむつ等の購入費用の一部を助成する「すくすく赤ちゃん応援助成」や子ども医療費助成などの町独自制度の充実により、安心して子育てができるよう、引き続き経済的負担の軽減にも努めてまいります。

児童センターにおいては、就学児童の放課後の安全・安心な居場所づくりと年間を通じて季節に応じた各種行事を開催しており、関係機関や団体、ボランティア等地域の皆さんの協力をいただきながら、子どもたちの健全育成に努めてまいります。

●社会福祉の充実

少子高齢化の進行、世帯人員の減少、地縁での人間関係の希薄化などにより、高齢者や障がい者、子どもなどを家族や地域社会で支える力が弱まってきております。しかし、行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進が重要であります。

誰もが安心して暮らせるまちを築いていくためには、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題に取り組んでいく必要があります。地域共生社会をめざし、町民が福祉について学び、参画する機会の拡充に努めるとともに、地域に「新たな支え合い」の仕組みづくりを進めてまいります。

障がい者支援については、障がいのある人が町民の一員として、住み慣れた地域の中で区別なく、ともに生活していくことができるよう、地域全体で障がい者の自立支援を進めていく必要があります。

本年度から第6次雄武町障がい者計画がスタートします。従前から障害福祉サービス

を中心とした障がい者施策を展開してきておりますが、障がい者の日中活動の場の設置などの施策を検討することにより、障がい者支援の体制整備を図るよう努めてまいります。

●社会保障制度の充実

年金、医療、介護などで構成される社会保障制度は、国民の生涯設計における重要なセーフティーネットであり、国民の安心と生活の安定を支える制度であります。

本年度から国民健康保険の財政運営については、都道府県単位に移行されますが、賦課・徴収や給付、保健事業などの実務は、町が実施するため、引き続き生活習慣病予防などにより医療費の抑制を図りながら、制度の周知・啓発や適切な納付相談、受診の適正化、特定健康診査・特定保健指導の推進、データヘルス計画にもとづく保健指導の推進などにより、国民健康保険運営の安定化に取り組んでまいります。

また、国民健康保険と同様に後期高齢者医療保険運営の安定化にも取り組んでまいります。

低所得者の自立支援については、民生児童委員や社会福祉協議会、社会福祉事務出張所などとの連携のもと、相談・支援を進めてまいります。

公的年金制度については、無年金の方をできるだけ減らすことを目的として、昨年8月に年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことから、対象となる町民の皆さんの受給に向け、日本年金機構と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。

また、年金生活者支援給付金の交付など、新たな制度改正も予定されておりますので、対象となる町民の皆さんに不利益が生じないように日本年金機構と連携し情報の収集や提供を行うとともに、「ねんきんネット」を活用した窓口サービスの向上に努めてまいります。

生活環境・生活基盤の充実

●環境の保全

本町の恵まれた自然環境は、町民に豊かな恵みをもたらすとともに、地域経済を支える重要な財産であります。このことを町民一人ひとりが自覚し、この恵まれた環境を保ち、次世代に引き継いでいくことが私たちの責務であると考えております。

そのためには、町民、行政、事業者が環境問題の重要性を認識し、それぞれが役割を果たすことによって環境への負荷の少ない循環型社会を形成していかなければなりません。

環境保全に直結するゴミ処理につきましては、分別収集やリサイクル資源の適正処理が定着している状況にありますので、今後も家庭や環境教育を実践する学校を通じて、幅広い年齢層へのゴミの適正処理に向けた啓発を行ってまいります。特に若年層からの

環境意識の醸成を図るため、児童を対象とした出前授業にも取り組んでまいります。

最終処分場における埋め立てゴミの減量化対策といたしましては、搬入される粗大ゴミなどの種類に応じた、新たな処理方法について検証を進め、有効な方法を取り入れながら、引き続き最終処分場の延命化に向けた取組みを進めてまいります。

公共下水道処理区域外のし尿・生活排水の処理については、引き続き戸別合併処理浄化槽設置及び維持管理に対する補助制度の啓蒙に努め、生活環境の向上と公共水域の保全を図ってまいります。

●交通体系の整備

道路は、町民の生活を支え、地域産業の振興に欠かすことのできない重要な役割を果たしている社会基盤施設であることから、これまでも計画的に必要な施策を講じてきたところですが、町民から寄せられる要望は、今なお、多岐にわたっております。

このため、寄せられる要望すべてに対して施策することは、現在の財政状況のもとでは困難であることから、本年度においても緊急性や必要性とともに事業効果等を十分に勘案し、優先順位を定めて計画的な道路整備を推進してまいります。

本年度につきましては、昨年度に引き続き橋梁長寿命化修繕計画にもとづく橋梁修繕と、道路施設等の点検結果にもとづいた舗装修繕を実施し、道路利用者の安全・安心な通行の確保に努めてまいります。

また、既存施設の良好な保全を図るため、冬道対策も含めた適切な維持管理をより一層充実していくため、引き続き事業の一部を民間に委託し、維持管理体制の構築を図ってまいります。

国道においては、昨年、沢木地区の安全な交通確保のための事業が完了し、安全・安心な交通の確保が図られたところではありますが、これ以外にも上沢木地区から雄武市街地までの区間の防雪対策の推進が望まれており、道道における拡幅事業の未整備区間の早期着手とあわせ、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

バス路線の確保については、過疎化による人口減少やマイカーの普及などの要因による乗合バスの乗車率減少により、バス事業者の経営内容は一段と厳しい状況にあります。

このため、生活交通路線維持補助金などによる支援によって路線を維持確保してきており、今後も、通学・通院等の重要な交通手段となります、バス利用者のため、引き続き路線の維持や乗り継ぎなどの利便性の向上に取り組んでまいります。

また、地域の重要な空路であります、オホーツク紋別空港の利用促進につきましては、東京直行便の通年運行を維持するため、さらなる搭乗率向上と首都圏からの交流人口の拡大を図るため、「オホーツク紋別空港利用促進事業」の取組みを継続してまいります。

●上・下水道の整備

水道は、町民の日常生活や産業活動に欠かすことのできない重要なライフラインであ

り、将来にわたって、安全・安心な水を安定供給していくことが必要であります。

また、この快適な生活環境を次の世代につなぎ、より魅力ある郷土にするため、各種施策を進めてまいります。

このため、簡易水道事業においては、本年度も引き続き雄武地区の老朽配水管更新工事を実施するとともに、新たに配水管未普及路線の解消を図るため、配水管整備工事を実施し、周辺への水道水の安定供給に取り組んでまいります。

また、さらなる有収率向上をめざし、漏水調査を引き続き実施するとともに、消火活動への備えに万全を期すため、老朽消火栓の更新を行い、施設の維持管理と機能保持の強化に取り組んでまいります。

給水人口の減少等によって料金収入が減少傾向にある中、ますます経営状況が厳しくなっていくことが予想されることから、経費の節減に努め効率的な事業運営に取り組んでまいります。

下水道事業においては、引き続き快適な生活環境の維持や公共水域の水質保全を図るため、雄武浄化センター水処理設備の改築更新工事を実施してまいります。

また、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しつつ、計画的、効率的に管理するストックマネジメントの導入を行うため、主要幹線のカメラ調査やマンホール蓋の現況調査を行い、昨年度に実施した処理場の基本調査の結果とあわせ、ストックマネジメント計画の策定に取り組んでまいります。

水洗化の普及促進に向けては、広報活動を通じて、水洗化改修に係る補助金制度や資金貸付制度の啓蒙を図るとともに、未水洗化世帯の実態を把握するため、対象世帯に対する意向調査を実施してまいります。

さらには老朽化した西紋別地区環境衛生センターに代わり、雄武浄化センターに併設して施設整備を行い、本町、興部町及び西興部村で発生するし尿や浄化槽汚泥を処理することとしている施設については、国の事業採択となったことから、汚水処理施設共同整備事業（雄武町M I C S 事業）による施設整備に向けた詳細設計に取り組んでまいります。

●住環境の整備

住環境を取り巻く情勢は、少子高齢化の急速な進行や世帯数の減少など社会経済情勢が大きく変化する中で、地域の活性化のために若者が居住する住まいが求められているなど、地域において対応すべき住宅ニーズが多様化しております。

住まいは、地域において欠かせない社会資本であることから、町民や移住希望者が快適な住まいを確保し、定住につながるよう、住宅の新築、改修等への経済的支援である「雄武町快適住まいづくり促進制度」の啓蒙とその活用についても推進してまいります。

既設町営住宅では、「公営住宅等長寿命化計画」にもとづき、長期的なライフサイクルコストの縮減につながる予防保全型の維持管理を推進していく必要があるため、既設町営住宅団地環境整備事業として、旭日団地の屋根等改修工事を実施してまいります。

公園や緑地については、利用者の憩いの場、健康づくりやレクリエーションの場として、さらには災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設であります。

このため、安全・安心で快適に利用していただくために、都市公園においては、長寿命化計画にもとづき、宮の森公園の野外卓更新やトイレ改修などを行うとともに、既存施設の維持補修を実施してまいります。

また、他の公園についても、日常の管理点検と遊具等施設の修繕などを実施し、公園及び緑地環境の充実に努めてまいります。

●消防・救急・防災体制の強化

地域における安全・安心の確保のためには、紋別地区消防組合内の連携強化を図り、常備消防・救急防災体制の充実を進めるとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため、消防団活動の必要性を啓発し、青年層・女性層の加入を促進し、安定した消防団員の確保と、さらに研修・訓練を通して消防団の活性化を進めてまいります。災害出動時には、迅速な対応ができるように地域に密着している消防団並びに関係機関との連携を一層強くするとともに、地域住民の防火意識の啓蒙、啓発に努めてまいります。

また、地域の防災力の強化を図るため、老朽化した防火水槽の改修工事、さらには幅広い災害活動に対応できる小型ポンプの更新を図り、近年の大規模化傾向にある各種災害に対応できる体制づくりをめざしてまいります。

火災予防対策については、住宅用火災警報器の全戸設置に向けて、各種団体の会議や講習会、防火教室を通じて設置を呼びかけ、普及促進に努めてまいります。

救急業務については、高度化する救急業務に対応するため、引き続き救急救命士の養成を図るとともに、町民を対象とした救命講習を行い、応急手当の普及啓発促進に努めてまいります。

予期せぬ大規模な自然災害は、多くの尊い命と貴重な財産を一瞬にして奪い去ります。ここ数年、本町では幸いなことに大きな災害の発生はありませんが、いつ、どこで起こり得るか予想ができない自然災害に対しては、いかに被害を最小限に止められるかが重要であります。そのためには、防災の基本となります一人ひとりが災害に備える「自助」、自治会など地域により支え合い、助け合う「共助」、そして行政が行う「公助」と、それぞれが役割を認識し、機能する必要がありますことから、防災訓練などの機会を通じて防災に関する知識習得の機会を創出するとともに、自治会主体での自主防災組織の設置に向けた取組みを町民の皆さんの理解促進を図りながら、進めてまいります。

また、昨年は北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、国からの緊急情報を瞬時に国民へ伝達する全国瞬時警報システム（Jアラート）が初めて発動いたしました。本年度は本システムの情報伝達処理時間の短縮及び津波や地震などの特別警報に関する伝達情報の充実が可能となる新型受信機を導入し、有事の際における情報伝達体制の充実を図ってまいります。

また、防災を目的として環境改修整備が行われております2級河川オコツナイ川とポ

ンオコツナイ川については、整備が進んだ下流域においては効果が絶大で、河川氾濫の危険性が低減できつつあることは、喜ばしいことであります。両河川は、本年度も未整備区間の工事が予定されておりますが、事業の早期完成に向け、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

●防犯・交通安全の推進

本町の昨年の犯罪発生件数は、前年比 12 件減の 7 件であり、中でも、侵入窃盗犯罪の発生が前年比 6 件減の 1 件となり、これまで実施してまいりました事業効果が顕著に現れてきているものと考えられます。

本年度も警察や防犯協会等の関係機関と連携した啓発活動や夜間における防犯対策として街路灯の LED 化整備を引き続き実施し、町民の皆さんが安心して生活できる環境整備を進めてまいります。

全国的には依然として振り込め詐欺等の特殊詐欺が横行しております。特に北海道における昨年 1 年間の被害額は約 6 億 6,400 万円となっており、前年に比べ約 2 億 2,800 万円の大幅な増加であり、被害件数につきましても前年に比べ 116 件多い 307 件で、被害に遭われた方の約 6 割が 65 歳以上の高齢者であります。

本町におきましては、高齢者が悪質な振り込め詐欺の被害に遭わないよう、引き続き防犯用電話自動応答録音装置の購入助成事業を実施するとともに、町内老人クラブ会員を対象とした警察との連携によります講話の開催など、各種啓発活動の実施により、犯罪の無い、明るく安全なまちづくりをめざしてまいります。

北海道における昨年中の交通事故死亡者は前年比 10 名減の 148 名となっており、昭和 22 年以降、最も少ない結果でありましたが、死亡者の半数以上が 65 歳以上であり、依然として高齢者が当事者となる事故が多い状況にあります。

本町における昨年中の人身事故は 5 件で前年比 1 件の増となり、昨年 6 月には痛ましい死亡事故も発生しております。

交通事故防止に向けては、粘り強く継続した取組みが重要でありますことから、今後も警察や関係団体との一層の連携を図りながら、新たに設定いたしました交通事故死者ゼロ「1000 日」の目標達成に向け、幼児や高齢者など交通弱者を対象とした交通安全教室の実施や交通安全講話の開催など、啓蒙・啓発活動の実施により、交通事故のないまちづくりをめざしてまいります。

●情報通信網の整備・充実

高度情報化社会の進展に伴い、情報通信技術（ICT）は日進月歩で進化を遂げており、社会経済活動の様々な分野でその活用が図られております。

本町においては、町内全域へ整備した光ブロードバンドサービスの利用環境の有効活用について、雄武町地域情報化計画にもとづき ICT を十分に利活用できるよう検討

し、また行政情報の発信や共有に関しては、公式ホームページにより町政に関する的確かつ迅速な情報発信を行うとともに、町民の皆さんにとって身近で利用しやすい情報共有の場として、一層の充実を図ってまいります。

また、本年度においては、携帯電話不感地域である上雄武地区に対し、携帯電話不感地域解消に向けた、携帯電話等エリア整備事業の実施を計画的に進めてまいります。

昨今、官公庁や民間企業などによる個人情報流出事案が発生し、標的型攻撃などのサイバー攻撃による被害も全国的に増加していることから、本町においても個人情報保護のため、情報資産等の適正管理や厳格な情報セキュリティ対策を、引き続き実施してまいります。

社会保障・税番号制度においては、昨年度から国と市町村間において情報連携を開始しておりますので、本町においても、各種システムの連携を遅滞なく進め、窓口業務等での町民の利便性向上に努めてまいります。

以上、平成 30 年度の行政執行にあたっての基本方針を申し述べました。

社会の急速な変革に伴い、特に戦後、社会全体があまりに利便性や生産効率を追求し、暮らしが良くなる一方でその弊害は、豊かな自然がもたらす国土涵養や食糧生産基地など、最も重要な機能を備えている地方の過疎化や少子高齢化という形で顕著に現れました。これを何としても食い止めることが、私どもの重要な使命の一つであると考えます。

そのためには、今ある第一次産業並びに商工業の振興策が必須であり、そして、今なお町の発展に尽くしておられる高齢者の皆さんが夢を持ち、安心して暮らせる環境や出生率向上につながる子育て・教育環境づくりを進めていく必要があると強く認識しております。

ようやく国も地方の人口減少や機能低下、大都市一極集中に危機感を覚え、重い腰を上げたようですが、私は、「まちづくり」には安易に「まちづくりの特効薬」を探す前に、まず私たち町民が郷土への愛着を深め、日々の生活に今よりもう少しだけ汗を流し、知恵を絞っていく、その積み重ねが町全体の底力になるものと確信しております。

掲げております理想実現のために、今為すべきことは、これまでの前例や固定観念を捨てて、町民皆さんが求めている価値観を適確に把握することに果敢に挑戦し、勇気を持って行動することが大切であると考えております。

今後、様々な時局に柔軟に対応し、雄武町が秘めている力を発揮させていくために、町民皆さんが「まちづくり」に参画できる機会を広げ、町民・議会・行政が協働して共に考える「まちづくり」を進めてまいりますので、議員各位並びに町民皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして行政執行方針といたします。

のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～

教育行政執行方針



教育長 豊田 通敏

今日、グローバル化や情報通信技術、AI（人工知能）化の進展、少子高齢化や価値観の多様化など社会の急速な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっています。先行き不透明な社会環境の中、子どもたち一人ひとりが夢や希望を持ち、志高く未来を創り出していく資質や能力を育むため、社会や多様な人々との関わりの中で知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成が強く求められています。

こうした中、国は、新しい時代の教育の実現に向けて、学習指導要領の改訂を軸に据えた教育改革を急速に進めています。

これら社会情勢の変化や教育改革を受け、雄武町教育委員会では、雄武町の全体教育目標である「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」の具現化に向けて、第6期雄武町総合計画における「達成感から学ぶ教育のまち・雄武～教育文化の振興と拠点づくり～」を政策基調に、効果的かつ効率的に施策の推進を図ってまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

●学校教育の充実

学校教育におきましては、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえるとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、安心・安全な教育環境のもと、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現する学校づくりに取り組んでまいります。

「確かな学力」の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎基本的な知識・技能の習得とその活用を通じて、思考力、判断力、表現力等を伸ばしていくことが重要であります。そのために、児童生徒一人ひとりが主体的な学びを通して「わかる」「できる」を実感できるよう授業改善を図るとともに、習熟度別指導や複数の教員が役割を分担しながら授業を行うチームティーチングなど、個に応じた効果的な指導の充実に取り組んでまいります。

また、放課後や長期休業中における補充学習の充実を図り、一人ひとりが意欲を持っ

て学習に取り組めるよう支援してまいります。さらに、全国学力・学習状況調査や標準学力検査結果の分析から、課題となる観点や領域を明らかにし、授業改善や学習習慣の確立を通して、基礎学力の定着と活用力の育成を図ってまいります。

「健康な体」の育成については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき、各学校における体力運動能力向上策への支援や生活リズムチェックシート、家庭学習の手引きの活用を図り、保護者と学校がより密接な関係を築いて「生活習慣の把握」と「学習・生活・運動習慣の定着」につなげてまいります。

特別支援教育の充実については、個別の指導計画と個別の支援計画に基づいて、学校・家庭・関係機関が連携を図り、適切な指導・支援を行う必要があります。

このことを踏まえ、特別支援教育支援員を継続配置し、特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の生活や学習の支援に努めるとともに、特別支援教育連携協議会や教育支援委員会との連携により、個々の教育的ニーズに対応したきめ細かな支援を行ってまいります。

また、特別支援学校や北海道教育委員会が実施している巡回教育相談や学校訪問事業を活用しながら、関係する福祉・医療機関との連携を深め、継続性のある特別支援教育の充実に努めてまいります。

現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊精神の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱っているとの指摘がなされています。こうした課題に対応するため、道徳教育や体験活動の充実など、「豊かな心」の育成のための施策を行う必要があります。

中でも道徳教育は、教育活動全体で行われるものでありますが、その要ともいえる道徳の時間が、本年度から「特別の教科 道徳」となり、教科として位置づけられることから、道徳教育推進教師を中心に推進体制を確立し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる教育課程を編成し、道徳の授業について一層の充実に努めるとともに、保護者や地域に学習の様子や学校の取組みを積極的に公開してまいります。

道徳の教科化の背景には、学校におけるいじめの深刻化があります。いじめは児童生徒を深く傷つけ、健全な成長を妨げるばかりか人権に関わる重大な問題であることから、全ての教室にいじめがあり得ることを前提に「いじめ見逃しゼロ」を目指し、「雄武町いじめ防止基本方針」の運用により、いじめの問題に迅速かつ適切に対応してまいります。

国際理解や外国語教育の充実については、平成32年度から実施される次期学習指導要領において、小学校3・4年生では外国語活動の導入、5・6年生では外国語が教科化となり、小中学校ともに、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方の育成が重視されることから、教員に各種研修会への参加を促すとともに、引き続き外国語指導助手を小中学校のほか、保育所及び高校へ派遣し、基礎的・実践的なコミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

教育環境の整備については、学校施設の老朽化に対応するため、各種工事を実施し、児童生徒の安全確保を図るとともに、学校施設の管理については、引き続き民間委託により適切かつ効率的な管理業務を進めてまいります。

小中学校の教育用備品については、確かな学力をより効果的に育成するため、日々の授業等に支障を来たすことのないよう所要の整備を図ってまいります。

教職員の指導力の向上のためには、授業改善につながる確かな理論に基づいた校内研究・校内研修を計画的に進め、公開授業や公開研究会を行うなどして広く意見を求め、改善を積み重ねていくこと、及び教職員が各種研修会や研修講座に積極的に参加し、自らの実践を振り返り指導に生かしていくことが必要です。

このことを踏まえ、教職員の自主的研修活動を奨励する教職員教育振興事業のほか、小中高連携委員会や教職員で構成する学校教育振興推進協議会への活動支援等の措置を講じながら、学校の活性化を図りつつ、その成果が児童生徒に反映されるよう適切な対応を進めてまいります。

学校給食については、給食センターにおける学校給食衛生管理基準に適合したドライシステムによる調理体制のもと、異物混入や食中毒等の給食事故の未然防止、アレルギー対策により一層細心の注意を払い、成長期の児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、食べ物大切さを理解し、食を通してふるさと雄武への理解を深めるうえで大変重要であることから、地場産の食材を定期的に活用し、栄養バランスに配慮した美味しい学校給食を提供するとともに、栄養教諭を中核とした児童生徒や家庭に対する栄養指導と食に関するアドバイスの充実を図ってまいります。

調理業務については、引き続き民間委託による専門性や柔軟性を取り入れた質の高い安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

また、給食費については、保護者負担の軽減を図ることによる子育てしやすい環境を創造するため、給食費の全額助成を継続してまいります。

開かれた学校づくりの推進については、学校が保護者や地域から信頼され、かつ、期待に応える教育を実現するために、児童生徒を中心に捉え、地域の声を生かした学校経営を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携した取組みを一層充実させていくことが重要です。

このことを踏まえ、学校においては、参観日や学校行事を積極的に公開するとともに、ホームページや学校だよりを通して情報の発信に努め、「外から見える学校づくり」を推進してまいります。

さらに、学校評議員制度や学校評価等を活用し、家庭や地域の理解をいただきながら、学校運営の改善と充実を図り、信頼される学校づくりを推進するとともに、学校と地域がパートナーとして連携・協働する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」について、本町の実態に応じた制度の導入を検討してまいります。

また、町民ボランティアにより、各学校における本の読み聞かせをはじめ、柔道やスキー授業の指導等の支援が行われているほか、放課後や長期休業期間中の学習支援では、雄武高校の生徒及び道内の大学生サポーターがボランティアとして参加するなど、地域住民が連携を深めたコミュニティ活動が実践され、地域全体で子どもたちを守り育てる体制が定着してきていることから、学校支援活動推進事業の継続的な推進を図ってまいります。

雄武高校への支援については、生徒数の減少や進路志向の多様化に伴い、地元中学校から雄武高校への入学者が減少傾向にあります。高校は、当町にとってなくてはならない学校であることから、本町高校教育の環境維持、魅力ある高校づくり及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、町外から通学する生徒に対する交通費の助成、部活動に対する助成、学校が取得奨励をしている簿記検定等の各種受検料に対する助成、入学時における制服購入代金の一部助成及び見学旅行における経費の一部助成を継続してまいります。

雄武高校は、本年度から地域キャンパス校となり、新たな制度のもとで教育機能の維持向上が図られることとなっておりますが、これに伴い、高校存続と地域教育に根ざす高校づくりを推進するため、高校が主導するプロジェクトチームが発足されますので、高校と地域の連携が一層深まり、より有意義な支援が可能となるよう、積極的に関わってまいります。

●生涯学習・生涯スポーツの推進

生涯学習の推進については、町民一人ひとりが生涯を通して積極的に学び続け、心豊かな生活を送ることのできる環境づくりが必要であることから、第6期雄武町総合計画を基本とした第9次雄武町社会教育中期計画に基づき、身近な生活課題や社会問題の解決等、町民の学習ニーズを適切に把握し、町民大学や生きがい大学等において学習機会や情報の提供に努めるとともに、自ら学び、活動する女性学級や自主的な活動を行う子ども育成会等の団体やグループに対し引き続き支援・育成を行ってまいります。

教育の始まりとされる家庭教育については、家庭において子どもたちの人格形成に必要な「基本的な生活習慣」と「調和のとれた心身」を育むことが教育の原点であり、その役割はますます重要視されています。

家庭のもつ教育力向上のため、北海道教育委員会が推奨している「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解と「親子の絆」や「健やかな子育て」の向上を目指して、PTAや学校と連携しながら、多様な学習機会や情報の提供に努めてまいります。

武雄市との児童交流事業については、北海道と異なる気候・歴史・文化の中で多くの人との出会いとその経験により、自己の成長に大きな成果を上げていることから、今後も事業を継続するとともに、武雄市児童の受入れについては、町内小学校児童との交流及び北海道の冬ならではのおもてなしにより、児童相互の交流が深まり思い出に残る事業の展開を図ってまいります。

図書館には子どもから高齢者まで、全ての町民が本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体の健康とともに心の豊かさを育み、誰もが親しみやすい空間であることが求められることから、利用者ニーズを踏まえた適切な蔵書管理をはじめ、町民の学習意欲に応えるため、資料検索やレファレンスサービスなどきめ細かな対応を図るとともに、季節に応じた企画展示や移動図書などの事業展開により、町民に親しまれる図書館づくりに努

めてまいります。

読書は、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を醸成するなど、子どもたちの生きるための力を育むうえで重要であることから、第3次雄武町子どもの読書活動推進計画に基づき、小学校への配本や学校図書館活動への支援、家庭における「家読（うちどく）」の啓発を推進してまいります。

雄武町図書館建設については、基本設計及び実施設計が完了したことから、図書館の基本機能の充実、子どもから高齢者まで、多様な世代が気軽に集える交流拠点、郷土資料と図書の融合による町の歴史を知り町の活性化につなげるというコンセプトに基づいた、魅力ある図書館の建設を進めてまいります。

健康で心豊かな生活を送ることは、全ての町民の願いです。スポーツは、体力の維持・向上のほか、人々に感動や喜びを与え、生きがいを持たせるとともに、青少年の健全育成など様々な役割を担っています。

このことを踏まえ、生涯を通して健康づくりに取り組めるよう、スポーツ推進委員との連携を図りながら、各年代を対象とした各種スポーツ事業を実施し、町民が日常的にスポーツに親しみ、楽しめる機会の提供に努めてまいります。

また、スポーツ少年団や体育連盟の自主的な活動に対する支援を継続するとともに、雄武町の代表として上位の大会に参加する選手に対しても、スポーツ振興事業により出場経費の一部補助を講じてまいります。

スポーツ施設の管理運営については、老朽化した施設の改修や備品の更新を計画的に進めるとともに、引き続き民間委託により、適切かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

芸術・文化の振興については、町民が生涯を通して生きがいをもち、実りある人生を送るためには、町民が芸術文化を身近に感じ心豊かに暮らせるよう、文化団体やサークル活動など自主的な活動の促進を支援するとともに、優れた芸術文化鑑賞及び発表機会の提供が必要です。

このことを踏まえ、芸術鑑賞会や文化講演会、町民文化祭を開催し、優れた芸術の鑑賞機会の充実に努めてまいります。

以上、平成30年度の教育行政の執行にあたり、基本方針について申し上げました。

雄武町の活力ある発展のため、また、雄武町の未来を担う子どもたちが、その個性を伸ばし、自らの力で明るい未来を切り開いていくことができるよう、家庭、学校、地域が総ぐるみで子どもたちの学びを支える体制を整えるとともに、町民の誰もが生涯を通じて豊かに学ぶことができる生涯学習社会の構築を目指し、教育行政を力強く進めてまいりますので、町民の皆さん並びに町議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

